事故発生の防止のための指針

1 介護事故防止に関する基本的考え

社会福祉法人おあしす新川では、「人間としての尊厳や安全や安心を阻害するなど、 提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高い サービスを提供することを目標に介護事故の防止に努める。そのために、必要な体制 を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、 組織全体で介護事故の防止に取り組むものとする。

- 2 事故発生の防止のための委員会および施設内組織
 - 介護事故発生の防止に取り組むにあたり、「事故防止検討委員会」を設置する。
 - (1) 設置目的
 - ① 介護事故発生の防止及び再発を防止するための対策の検討
 - ② 安全で適切な質の高いケアを提供する体制の整備
 - (2) 委員会の構成
 - 施設長
 - 特養部長
 - · 事故防止検討委員会総括責任者
 - · 生活相談員、介護支援専門員
 - 介護長
 - 看護師長
 - ・栄養士
 - ・医師(出席できない場合には、意見を聞くことができる。) ※必要により、施設長が指名する者をもって構成する。
 - (3) 委員会の開催

委員会は2か月に1回以上、定期的に開催する。 必要時は随時開催する。

- (4) 委員会の役割
 - ① 介護事故発生時の対応
 - ② マニュアル、事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書などの整備 介護事故等の未然防止のため、定期的にマニュアル等を見直し、必要に応じ て更新する。
 - ③ 事故及びヒヤリ・ハット報告書の分析、改善策の検討 各現場から報告のあった事故を分析し、事故発生防止のための改善策を検討 し、その結果について施設長に提言する。

- ④ 改善策の周知徹底
 - ③で検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。
- ⑤ 介護事故防止のための情報提供及び職員研修に関すること
- (5) 各職種の役割
 - 施設長

事故発生予防のための総括管理

• 生活相談員、介護支援専門員

事故発生防止のための指針の周知徹底

緊急時連絡体制の整備(施設、家族、行政)

報告(事故報告、ヒヤリ・ハット)システムの確立

事故及びヒヤリ・ハット事例の収集、分析、再発防止策の検討

介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底

家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

施設内の環境整備

備品の整備

職員への安全運転の徹底

• 介護職

食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける。

利用者の意向に沿った対応を行ない無理な介護は行なわない。

利用者の疾病、障害等による行動特性を知る。

利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う。

多職種協働のケアを行う。

• 看護師

医師、協力病院との連携

施設における医療行為の範囲についての整備

介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底

処置への対応

事故及びヒヤリ・ハット事例の収集、分析、再発防止

利用者への施設における医療行為についての基本知識を修得

利用者個々の疾病から予測されることを把握し、些細な変化に注意

状態に応じて、医師との相談を行なう等連携体制の確立

利用者とのコミュニケーションを十分にとること

• 栄養士

食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導

食中毒予防の教育と、指導の徹底

緊急時連絡体制の整備(保健所、各関係機関、施設、家族)

利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

• 医師

診断、処置方法の指示、各協力病院との連携

- 3 多職種共同によるアセスメントの実施による事故予防
 - (1) 多職種(介護士、看護師、栄養士、相談員、ケアマネージャー)共同によるアセスメントを実施する。利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努め、事故に繋がる要因を検討し、事故予防に向けたサービス計画を作成する。
 - (2) 介護事故予防の状況が事故につながらないよう、定期的なカンファレンスを 開催する。
 - (3) 介護機器の使用において、確実な取り扱い方法を理解した上で使用する。
- 4 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、 事故防止検討委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を 定期的かつ計画的に実施する。

- (1) 定期的な教育・研修の実施(年2回以上)
- (2) 新任職員に対する事故発生防止の研修会の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施
- 5 介護事故、ヒヤリ・ハット事例等の報告方法、及び介護に係る安全の確保を目的と した改善のための方策に関する基本方針
 - (1) 報告システムの確立

情報収集のため、事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書を作成し、報告システムを確立する。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用いる。

なお、事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書を提出した者に対し、当該報告書を 提出したことを理由に不利益処分は行わない。

(2) 事故要因の分析

収集された情報は、事故防止検討委員会で問題点の分析・評価を行う。分析を 行うに当たっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面などから要因分析を行 い、再発防止に関する方策に生かす。その際には、業務改善の為の情報分析も合 わせて行うものとする。

(3) 改善策の周知徹底

事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書は、事故防止検討委員会において事故報告

書、ヒヤリ・ハット報告書を集計し、介護事故の発生時の状況等を分析することにより、介護事故の発生原因、発生傾向、結果等をとりまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を周知した上で実施する。

なお、防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価する。

6 介護事故発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記により速やかに対応する。

- (1) 当該利用者への対応
 - ① 事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者安全確保を最優先として行動する。
 - ② 関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講ずる。
 - ③ 状況により医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。
- (2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で速やかに報告する。 なお、報告の際には状況がわかるように事実のみを記載する。

- (3) 関係者への連絡・報告
 - ① 関係職員からの連絡等に基づき、あらかじめ指定された緊急連絡先(身元引受人)に速やかに報告を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるように努める。
 - ② 行政機関・嘱託医・他事業所や関係機関に対して介護事故等の必要な報告を行う。

≪説明事項≫

- ・事故発生状況及び施設職員の対応状況
- ・事故の発生原因及びその再発防止策
- 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無
- (4) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠 償保険で対応する。

7 その他介護等事故の発生の防止推進のために必要な基本方針

- (1) 生活リスク等の発見・把握のための予防措置を講じるよう努める。
- (2) 苦情・相談対応体制を活用し、家族等の声を、介護等事故の発生の防止に役立てる。
- (3) 介護事故防止対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 この指針は、当該施設内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、いつでも自 由に閲覧することができる。

付 則

この指針は、平成30年7月1日より施行する。